

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発

出 発

第1 無線局 (船舶局及び船舶地球局を除く。) の検査実施要領

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

第一 [同左]

[1・2 同左]

3 [同左]

[一・一の二 同左]

二 [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～3 略]	[略]	[略]
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数 (設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、 <u>第49条の6の12</u> 又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) を選定し、測定する。 [2 略]	[略]
5 空中線電力	1 全ての周波数 (設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、 <u>第49条の6の12</u> 又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごと	[略]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[同左]	[同左]	[同左]
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数 (設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) を選定し、測定する。 [2 略]	[同左]
5 空中線電力	1 全ての周波数 (設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数) ごとに、無変調の状態	[同左]

<p>[6～11 略]</p> <p>[注1～注3 略]</p> <p>[三 略]</p>	<p>に、無変調の状態で作させたとときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>[2～8 略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[6～11 同左]</p> <p>[注1～注3 同左]</p> <p>[三 同左]</p>	<p>で動作させたとときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>[2～8 同左]</p>	<p>[同左]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。